

アーバンインフラ・テクノロジー推進会議 規 約

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この推進会議は、アーバンインフラ・テクノロジー推進会議（以下「本会」）という。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、東京に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 本会は、展示会や技術研究発表会等各種のコンベンションの開催を通じて、広くアーバン・インフラとアーバン・テクノロジーの開発を行っている民間企業とそれらの成果を都市づくりに活用する全国の自治体等に呼び掛け、より高度な都市基盤施設に関する啓蒙及びそれを支えるハード、ソフトの新しい技術の開発促進並びにその成果の都市づくりへの普及・活用を図り、高度で豊かな都市社会の実現に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) アーバン・インフラ及びテクノロジーに関する技術研究発表会の開催
- (2) 同上に関する展示会、講演会、シンポジウム、セミナー、研究会等の開催
- (3) 関係官庁その他各種機関に対する建議及びこれら各種機関からの諮問に対する答申
- (4) 資料の収集及びその提供
- (5) その他本会の目的にかなう諸事業

第3章 会 員

(種 別)

第5条 本会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 正 会 員 本会の目的に賛同する法人
 - (2) 特別会員 本会の目的に賛同する官公庁若しくは公的機関及び学識経験者
 - (3) 研究会員 本会の目的に賛同し、前条の事業に対し多大な功績があった者で、第3条の目的を達成するために必要と認められた者
- 2 総会において議決権を行使できる会員は、正会員及び特別会員とする。

(会 費)

第6条 会員は、総会において別に定める年会費を納入しなければならない。ただし、特別会員及び研究会員は、年会費の支払いを要しない。

(入会)

第7条 本会の会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出し、評議員会の承認を得なければならない。

(会員資格の喪失)

第8条 会員は、次の各号の一に該当する場合は、その資格を失う。

- (1) 退会
- (2) 解散又は死亡
- (3) 除名

(退会)

第9条 会員が退会しようとするときは、理由を付して会長に退会届を提出しなければならない。退会届が受理されたときから会員としての資格を失う。

(除名)

第10条 会員が次の各号の一に該当するときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決により、これを除名することができる。

- (1) 本会の会員としての義務に違反したとき
- (2) 本会の名誉をき損し、又は本会の目的に反する行為をしたとき

(抛出金品の不返還)

第11条 既納の金品は、いかなる理由があっても返還しない。

第4章 役員

(種別及び員数)

第12条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名以内
- (3) 評議員 30名以内
- (4) 監事 2名以内

(役員を選任)

第13条 会長、副会長、評議員及び監事は、総会において会員（研究会員は除く。以下第23条を除き、第36条まで同じ。）のうちから選任する。ただし、評議員はその2分の1以上を正会員のうちから、監事は正会員から、それぞれ選任するものとする。

2 評議員及び監事は、相互に兼ねることができない。

(職務)

第14条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序により、その職務を代行する。
- 3 評議員は、評議員会を構成し、その議決及び総会の議決に基づいて会務の執行に当る。
- 4 監事は、次の各号に定める職務を行う。
 - (1) 本会の財産の状況及び本会の業務の執行状況を監査し、その結果を総会に報告すること。
 - (2) 本会の財産の状況及び本会の業務の執行状況に不正があると認める場合において、臨時総会を招集すること。この場合の招集手続きは第23条の規定を準用する。
 - (3) 必要と認めた場合において、評議員会に出席して意見を述べること。

(任期)

第15条 役員任期は、2年とする。ただし、補欠による役員任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任を妨げない。
- 3 役員は、任期満了の場合においても、後任者が就任するまではその職務をおこなわなければならない。

(解任)

第16条 役員としてふさわしくない行為があったときは、総会の議決により、解任することができる。

(役員補欠選任)

第17条 役員に欠員が生じたときは、第13条の規定により、選任するものとする。

第5章 最高顧問

(最高顧問)

第18条 本会に最高顧問若干名を置くことができる。

- 2 最高顧問は、会長が委嘱する。
- 3 最高顧問は、本会の運営全般に関し、会長の諮問に応ずるほか、会長に対し意見を述べるができる。
- 4 最高顧問の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

第6章 会議

(種別)

第19条 会議は、総会及び評議員会とし、総会を通常総会及び臨時総会に分ける。

(構成)

第20条 総会は、会員全員をもって構成する。

- 2 評議員会は、評議員をもって構成する。

(権能)

第21条 総会は、この規約に規定するもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画の決定
- (2) 事業報告の承認
- (3) その他本会の運営に関する特に重要なこと

2 評議員会は、この規約に別に規定するもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関すること
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) その他総会の議決を要しない重要な会務の執行に関する事項

(開催)

第22条 通常総会は、毎年1回、事業年度終了後3月以内に開催する。

2 臨時総会は、評議員会が必要と認めたとき、又は監事から会議の目的たる事項を示して請求があったとき開催する。

3 評議員会は、会長が必要と認めた時、又は評議員の3分の1以上から、会議の目的たる事項を示して請求があったとき開催する。

(召集)

第23条 会議は会長が召集する。

2 総会を召集するには、会員に対し、会議の目的たる事項及び内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の10日以前に文書又は電磁的方法により通知しなければならない。

(議長)

第24条 総会及び評議員会の議長は、会長がこれに当る。

(定足数)

第25条 会議は、総会においては、会員の、評議員会においては、評議員の2分の1以上の出席がなければ、開催することができない。

(議決)

第26条 総会の議事は、この規約に別に規定するもののほか、出席会員の過半数をもって決する。

- 2 評議員会の議事は、出席評議員の過半数をもって決する。
- 3 可否同数のときは、議長がこれを決する。

(書面表決等)

第27条 やむを得ない理由のため、会議に出席できない会員又は評議員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の会員又は評議員を代理人として、表決を委

任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第28条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 会員又は評議員の現在数
- (3) 会議に出席した会員の数又は評議員の氏名（書面表決者及び表決委任者を含む）
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過及び要領ならびに発言者の発言要旨
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び出席した構成員の中から、その会議において選出された議事録署名人2名以上が署名しなければならない。

第7章 部会及び委員会等

(部会)

第29条 本会に、評議員会の承認を得て、事業の執行について審議等を行うための部会及び専門的事項を研究討議する機関としての委員会等を置くことができる。

第8章 資産及び会計

(資産の構成)

第30条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 寄付金品
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 資産から生じる収入
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第31条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は、評議員会の議決を経て、会長が定める。

(経費の支弁)

第32条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(特別会計)

第33条 本会は、評議員会の議決により、特別会計を設けることができる。

(予算及び決算)

第34条 本会の収支予算は、会長が総会の議決を経て定め、収支決算は、事業年度終了後3月以内に、

その年度財産目録とともに、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第35条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第9章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第36条 この規約は、総会において会員総数の3分の2以上の同意を得なければ、変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第37条 本会は、総会の議決により解散する。

2 残余財産の処分については、解散を議決した総会においてこれを定める。

第10章 事務局

(事務局)

第38条 本会にその事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長及び職員若干名を置く。

3 事務局長は、評議員会の同意を得て会長が委嘱し、職員は、会長が任免する。

4 事務局の運営に関する必要な事項は、会長が、評議員会の議決を経て、別に定める。

第11章 雑則

第39条 この規約の施行について必要な事項は、会長が評議員会の議決を経て別に定める。

附 則

① 本規約は、昭和63年5月26日から施行する。

② 初年度の役員任期は、年度途中の選任であっても1年として計算する。

③ 事業年度については、初年度は本会設立の日から始まったものとする。

附 則

本規約は、平成30年6月7日から施行する。